

令和8年度奈半利町レンタルハウス（1号棟）貸借農家募集要領

1. 貸借期間

- (1) 1年間（令和8年7月10日より令和9年7月9日まで）

2. 貸借対象施設

- (1) 1,036.8 m²(約10a) 1棟

付帯設備は気候室、暖房設備、簡易トイレ等としますが、ビニール内張、消耗品、光熱水費、自らの過失によるものや簡易な修繕費等は、原則として自己負担とします。

3. 貸付条件

- (1) 貸借金額 年額20万円とします（年度ごとに分割し2回払いとなります）。
- (2) 使用目的 園芸作物を栽培して、販売することを目的とします。
- (3) 高知県IOPクラウドSAWACHI（サワチ）に加入することとします。

4. 応募資格

- (1) 町内に在住若しくは転入見込みの者。
- (2) 18歳から60歳未満（基準日：令和8年4月1日）の農業に積極的に取り組む意欲のある者。
- (3) 町内で農業に従事しており、新たに施設園芸に取り組みたいと考えている者。
- (4) 家族が町内で農業を営んでおり、新たに施設園芸に取り組みたいと考えている者。
- (5) 町内で農業を営んでおり、経営面積の拡大を実施したいと考えている者。
- (6) 町内で施設園芸を営んでおり、自己の経営施設（ハウス）の修繕、老朽化のために代替え施設を求めている者。
- (7) 奈半利町新規就農者制度のご理解のある方。

5. 出願手続き

- (1) 応募受付期間

令和8年2月9日（月）～令和8年2月27日（金）とし、土曜日、日曜日、及び祝祭日を除き、毎日午前8時30分から午後5時までとします。（郵送の場合必着）

- (2) 提出書類及び応募方法

『奈半利町レンタルハウス貸借申込書』『農業経営計画書』『自己資金等申告書』各1通。

- (3) 申込書の配布及び申込先

奈半利町地域振興課に備え付けの、募集要領、申込書により申し込むこととします。

6. 奈半利町レンタルハウス貸借農家の決定

(1) 面接・書類審査

応募資料提出後、面接を行いますので、面接日程などは連絡・調整させていただきます。

応募資料や面接結果による審査を行い貸借農家の決定を行います。

審査での優先順位を ①新たな施設園芸就農者（農業研修実績のある方を優先します）
②農業後継者 ③規模拡大 ④代替えとします。

※過去に②、③、④でも3年以上連続で応募された方は①と同じ取り扱いを行います。

(2) 決定通知

令和8年4月上旬までに各応募者宛に結果を通知します。

尚、決定についての異議等は、一切受け付けませんので、ご理解の上ご応募ください。

【お問合先： 奈半利町地域振興課 レンタルハウス担当まで 電話 0887-38-8182】